くん蒸倉庫指定通知書

番 号 年 月 日

殿

植物防疫(事務)所 支所 長出張所

貴社から輸入植物検疫規程第4条第2項に基づくくん蒸倉庫として指定方申請のあった件は、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

- 1 指定期間中に次の事項が生じたときは遅滞なくその旨を植物防疫所長に届け出ること。
 - (1) 当該くん蒸倉庫の一部又は全部が破損した場合
 - (2) 当該くん蒸倉庫の一部又は全部を改造した場合
 - (3) 申請書の記載事項に変更があった場合
- 2 くん蒸実施のつど、その実績をくん蒸実施記録表に記入し、植物防疫所長に提出すること。
- 3 別記有効期間中であっても次の事項が生じたときは、当該くん蒸倉庫の取消し、使用の一時停止又は等級の変更を行うことがあること。
 - (1) くん蒸成績が不良のとき
 - (2) 改造、破損等により当該くん蒸倉庫がくん蒸倉庫指定基準に適合しなくなったとき
 - (3) 当該くん蒸倉庫の指定申請者又は管理責任者が植物防疫官がくん蒸効果を確保するため又は危害防止のため指示した事項に反する行為を行ったとき

別記

庫 所在地号	床面積又は収容トン数	級別	有効期間	備考